

◆児童館の施設整備の基本的な考え方◆のうち、今後の方向性を追記

② 今後の施設整備の方向性

国においても「こどもまんなか社会」の実現に向け様々な施策が実施され、「こどもの居場所づくり」はその重要なピースであり、児童館はその一翼を担うことになります。

このような中、こども家庭庁は、市町村はその定める区域ごとに、住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関の整備に努めなければならぬとし、「地域子育て相談機関設置運営要綱」を定めました。本市では、これに基づき、児童館を地域子育て相談機関と定め、すべての子育て世帯や、こどもが身近に相談することができる体制を整えています。「地域子育て相談機関設置運営要綱」では、中学校区に1か所を目安に設定することを原則としつつ、地域の実情に応じて整備することが望ましいとされていることから、児童館の整備については、引き続き原則、中学校区に1か所を目安として整備することとし、本市では、各児童館において、来館される児童・保護者と積極的に関わりを持つ中で、各行政機関（子育て世代包括支援センター、保健センター）と連携を図り、支援を必要とする児童などに対し、行政等の必要な支援に繋がれるよう取り組みます。

本市の中央児童館であるこまきこども未来館は、開館以来多彩なコンテンツや工夫を凝らしたイベント等、幅広い体験ができる場所として市内外から好評を博しています。また、児童館運営委員、PTA連絡協議会代表、児童館父母クラブ代表、学識経験者などで構成する「こまきこども未来館講座運営会議」からも高い評価を受けています。今後も質の高い遊びと体験を継続して提供するとともに、コストの抑制など更なる効率的な運営を図るため、現在の講座開催業務委託の契約期間の終了をもって、直営方式から他の児童館と同様、指定管理への移行を進めます。

なお、こまきこども未来館は、中央児童館という位置付けだけでなく本市における子育て支援の中核施設としての性格を持ち合わせていることを踏まえ、指定管理への移行に当たっては、新たに子ども・子育て支援施策を包括的に行う（仮称）こまきこども若者財団を設立し、当該法人に同館の管理を行わせる方式を採用します。

当該法人は、こまきこども未来館だけでなく、後述する（仮称）こまき子ども・若者総合相談センターの運営や、こども食堂の育成・支援など、こども・若者に対する支援を一体的に担います。これにより、縦割り行政の垣根を越えて、横断的にこども・若者を支援する体制を構築します。



施策（４）こども・若者やその家族に対する相談支援

現状と課題

○近年、こども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者の問題は深刻な状況にあります。また、全国的にひきこもりや若年無業者（ニート）など、社会生活を円滑に営んでいくうえで、困難を有する若者等が増加しており、若者の自立をめぐる問題が深刻化しています。悩みや不安を抱える若者を相談支援やサポートにつなげることができよう情報を周知するとともに、ひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談支援が必要です。

また、こども・若者等への相談支援とともに、この問題に対応するためには、単一の機関だけでは困難であり、様々な関係機関が連携し、それぞれの専門性を生かした発達段階に応じた支援の検討が必要です。

○小中学生・高校生を対象とした実態調査によると各年代ともに、悩みごとの相談相手として、身近な相談者以外の相談先がないことがわかりました。誰もが様々な悩みごとや心配ごと、困ったことを気兼ねなく相談し、本人に寄り添った適切な支援を受けられる相談体制の構築が求められます。

市民からの意見・要望

▶「悩みごとを一番相談するのはだれですか」の質問に対し、高校１年生の37%は「お母さん」、43%が「友達」と回答しています。一方で「先生」と回答した割合は3%、「カウンセラー」と回答した割合は0%とほとんど相談することはありませんでした。＜「少年の生活意識と行動」の実態調査＞

施策の方向性

こども・若者とその家族の様々な相談に対するワンストップ窓口として、(仮称)「こども・若者総合相談センター」の設置を進めます。

また、若年無業者（ニート等）や不登校・ひきこもり状態にあるこども・若者やその家族に対し、長期にわたり困難な状況が継続することがないよう、本人や家族の状況に応じた相談・支援を推進します。

支援が必要なこども・若者に対し、状況に応じた支援を協議する組織として、関係機関等で構成する「こども・若者支援地域協議会」の設置を進めます。

具体的な取組

No.	取 組	内 容	担当課
1	【新規】 (仮称)こども・若者総合相談センターの設置	(仮称)「こども・若者総合相談センター」を設置し、悩みや困難を抱えるこども・若者、その家族に対し、関係機関に紹介や必要な情報提供や助言を行います。	子育て世代包括支援センター
2	【新規】 こども・若者支援地域協議会の設置	「こども・若者支援地域協議会」を設置し、悩みや困難を抱えるこども・若者やその家族に対し、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることで、により効果的かつ円滑な支援を行います。	子育て世代包括支援センター